

第6回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第6期

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 LAホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権		第6回新株予約権	
発行決議日		2019年4月11日 (注) 1		2021年4月15日 (取締役会決議日)	
新株予約権の数		1,000個		790個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	100,000株 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき	79,000株 100株)
新株予約権の発行時の払込金額		(注) 2		(注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり	1円	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		2021年4月27日から 2029年4月10日まで		2023年5月1日から 2031年4月30日まで	
新株予約権の行使条件		(注) 3		(注) 3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 保有者数	80個 1名	新株予約権の数 保有者数	335個 1名

		第8回新株予約権		第13回新株予約権	
発行決議日		2022年4月14日 (取締役会決議日)		2023年4月13日 (取締役会決議日)	
新株予約権の数		600個		350個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	60,000株 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき	35,000株 100株)
新株予約権の発行時の払込金額		(注) 2		(注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり	1円	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		2024年5月3日から 2032年4月30日まで		2025年4月30日から 2033年4月28日まで	
新株予約権の行使条件		(注) 3		(注) 3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 保有者数	245個 1名	新株予約権の数 保有者数	140個 1名

(注) 1. 株式会社ラ・アトレにおける取締役会決議日です。

2. 新株予約権の発行時の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、次のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
- ② 法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長及び各取締役は、率先垂範して取組むとともに、浸透に努める。
- ③ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④ 反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥ 法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる対外公表を適時適切に行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適時適切に見直す体制を維持する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③ 適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程に基づき、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ② リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
- ③ 内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。
- ④ 不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。
- ⑤ 不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ③ 取締役の業務執行として、効率的に施策が立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体に周知徹底を行う。
- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、代表取締役社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
- ③ 監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
- ④ 監査役への報告を理由として役職員を不利に扱うことを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ② 代表取締役社長は、本体制に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 取締役会その他会議体の運用

当社では、常勤取締役3名及び社外取締役2名で構成される取締役会を毎月開催しており、法令上の規定事項その他経営に係る重要事項について審議及び決定を行っております。取締役会においては、社外取締役が第三者的立場で審議に参加することで、取締役の経営判断に対する監督機能を強化しております。さらに、取締役会には常勤監査役1名及び社外監査役2名も出席し、取締役の業務執行を監査する体制を整えております。

当社子会社では、定期的に常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を開催し、業務運営に関わる重要な事項を報告、協議しております。また、一定以上の金額のプロジェクトを開始するに当たっては、常勤取締役及び執行役員で構成されるプロジェクト会議の決議を必要とし、業務運営の適正性を確保しております。

(2) コンプライアンス体制

当社では、代表取締役社長、取締役1名及び社外取締役1名で構成されるコンプライアンス推進委員会を設置し、法令等の遵守状況に関する定期的な検証、コンプライアンス規程、ガイドライン、マニュアル等の作成、コンプライアンス教育の計画、管理、実施等を行い、コンプライアンス体制の確立に努めております。

(3) 監査体制

当社では、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成される監査役会を毎月開催しており、監査計画や監査方針を策定するとともに、業務分担等を決定します。また、それぞれの分担に基づいて実施した監査内容を報告するとともに、その内容を協議し、経営内容を監視しております。さらに、会計監査人及び内部監査室と連携し、全社的な業務運営体制について適切な監視を行っております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数 | 5社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ラ・アトレ
株式会社LAアセット
株式会社ラ・アトレレジデンシャル
株式会社ファンスタイル
株式会社ファンスタイルリゾート |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ・主要な非連結子会社の名称 | 株式会社ファンスタイルエージェンシー、株式会社沖繩合人社 |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|---------------|-------------|
| ・持分法適用の関連会社の数 | 1社 |
| ・主要な会社等の名称 | 株式会社アーバンライク |

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|------------|--|
| ・主要な会社等の名称 | 非連結子会社
株式会社ファンスタイルエージェンシー、株式会社沖繩合人社
関連会社
LA・BSPビジョンファンド投資事業有限責任組合 |
| | 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、直近の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、持分法適用会社との間に生じた投資差額（のれん相当額）は、発生後5年間の定額法により償却しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

販売用不動産

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛販売用不動産

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
機械装置及び運搬具	4～15年
工具、器具及び備品	3～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 社債発行費

定額法を採用しております。

償却年数 3年

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

これらの事業から生じる収益は顧客との契約等に従い計上しており、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。また、顧客と約束した対価の額は概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① DX新築不動産事業

DX新築不動産事業は、デベロップメント業務における仕入、開発、販売を主に行う事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡し時に残代金の支払いを受けております。

② DX再生不動産事業

DX再生不動産事業は、戸別リノベーション販売業務、一棟リノベーションマンション分譲業務、新築マンション買取再販業務における仕入、内装、販売を主に行う事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡し時に残代金の支払いを受けております。

③ DX不動産価値向上事業

DX不動産価値向上事業は、土地価値向上業務、インベストメント業務における仕入、土地開発・土地企画・価値創出、販売を主に行う事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡し時に残代金の支払いを受けております。

④ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、固定資産として保有する不動産の賃貸管理、販売用不動産として所有する転売前物件のテナント等の賃貸管理を主に行う事業を行っております。

当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い賃貸借期間にわたり認識しております。また、当該不動産賃貸に係る付随業務として賃貸手数料等の履行義務はそれぞれのサービスが提供される一時点で充足されるものであり、サービスの提供が完了した時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産賃貸借契約等により決定され、賃料は当月分を前月末に支払いを受けております。

⑤ その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介事業等を含んでおります。

仲介事業は、不動産の売買の際に買主と売主の間に立ち売買契約を成立させる事業であり、顧客との媒介契約等に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続きへの関与等の一連の業務に関する義務を負っております。

当該履行義務は媒介契約等により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

取引価格は契約等により決定され、物件引渡し時に代金の支払いを受けております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

棚卸資産に係る控除対象外消費税等は販売費及び一般管理費に計上しております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました「保険返戻金」(当連結会計年度は、839千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	28,344,411千円
仕掛販売用不動産	37,042,378千円
売上原価(棚卸資産評価損)	9,472千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っています。収益性の低下により販売予定価格が下落した場合は、当該販売予定価格から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を棚卸資産評価損として計上しております。

② 主要な仮定

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価において主要な仮定は販売予定価格であり、市況の変化などにより収益性の低下が見込まれるものについては、社内の不動産査定価格又は社外の不動産鑑定士の評価を利用しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

販売予定価格は、市況の変化、金利動向によって事業計画が計画通り進捗しないリスク等により、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産	
販売用不動産	27,751,136千円
仕掛販売用不動産	34,505,341千円
建物及び構築物	3,783,747千円
土地	3,404,146千円
建設仮勘定	610,870千円
計	70,055,243千円
担保付債務	
短期借入金	16,610,452千円
1年内返済予定の長期借入金	12,106,605千円
長期借入金	33,998,572千円
計	62,715,630千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	993,952千円
機械装置及び運搬具	29,221千円
工具、器具及び備品	49,883千円

3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	314,573千円
投資有価証券（出資金）	39,052千円

4. 資産の保有目的の変更

当社連結子会社である株式会社L Aアセットにおいて、販売用不動産より156,055千円を保有目的の変更により建物及び構築物へ97,571千円、土地へ58,484千円振替えており、また、建物及び構築物より59,970千円、土地より189,053千円を保有目的の変更により販売用不動産へ249,024千円振替えております。

5. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社の連結子会社（4社）は、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。また、連結子会社（株式会社ラ・アトレ）においては、取引銀行7行とシンジケートローン形式による貸出コミットメント契約を締結しております。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	28,468,260千円
借入実行残高	17,786,457千円
差引額	10,681,803千円

(注) 一部の当座貸越契約、貸出コミットメントライン契約及び借入金には、当該契約の借入先である各連結子会社の当事業年度における貸借対照表の純資産の部及び損益計算書の経常損益の金額等を基準とする、財務制限条項が付されております。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,308,875株	1,321,200株	一株	7,630,075株

(注) 発行済株式数の増加1,321,200株は、公募による新株式の発行による増加1,087,000株、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資）による新株式の発新による増加163,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行17,000株、新株予約権の行使による増加54,200株であります。

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	150,136株	216株	150,000株	352株

(注) 自己株式の増加216株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。また、自己株式の減少150,000株は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
第5回定時株主総会 (2025年3月28日開催)	普通株式	1,798,351	292.00	2024年12月31日	2025年3月31日
取締役会 (2025年8月8日開催)	普通株式	1,258,916	165.00	2025年6月30日	2025年9月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年3月27日開催予定の第6回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	資本剰余金	1,319,942	173.00	2025年12月31日	2026年3月30日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

80,500株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産事業を行うために、仕入計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に不動産の販売事業及び賃貸事業に必要な不動産の仕入及び開発資金の調達を目的としたものであり、借入金の返済日は決算日後、最長で30年後であり、社債の償還日は決算日後、最長で3年後であります。

長期預り敷金保証金は、賃貸契約の敷金保証金であり、主に一定期間若しくは契約満了時に相手先に返済するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理財務規程に従い、営業債権について、経理財務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、経理財務部が借入先ごとに定期的に金利変動の管理をすることにより、金利変動による負担増減の早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	132,967	132,967	—
資産計	132,967	132,967	—
(1) 社債（1年内含む）	920,000	918,217	△1,782
(2) 長期借入金（1年内含む）	47,646,462	47,064,557	△581,904
(3) 長期預り敷金保証金	680,766	506,881	△173,885
負債計	49,247,228	48,489,656	△757,572

※1 「現金及び預金」について「現金」は注記を省略しております。「預金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 以下の市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	11,200
非上場株式	66,069
関連会社株式	298,043
投資事業有限責任組合への出資(*)	169,772

(*) 投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,059,357	—	—	—
合計	23,059,357	—	—	—

2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	17,029,452	—	—	—	—	—
長期借入金	12,548,321	14,539,995	8,396,185	1,849,951	4,493,505	5,818,502
社債	70,000	500,000	350,000	—	—	—
合計	29,647,773	15,039,995	8,746,185	1,849,951	4,493,505	5,818,502

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	132,967	—	—	132,967
資産計	132,967	—	—	132,967

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内含む）	—	918,217	—	918,217
長期借入金（1年内含む）	—	47,064,557	—	47,064,557
長期預り敷金保証金	—	506,881	—	506,881
負債計	—	48,489,656	—	48,489,656

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、賃貸予定期間に対応する将来キャッシュ・フローについて、国債の利回り等適切な指標により割り引いて算出する方法によっていることから、レベル2の時価に分類しております。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社の一部の子会社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のヘルスケア施設（土地を含む。）及び賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を所有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社の一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

		当連結会計年度	
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,657,983
		期中増減額	1,799,735
		期末残高	6,457,719
	期末時価	7,680,463	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	887,429
		期中増減額	△21,389
		期末残高	866,039
	期末時価	1,455,000	

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、ヘルスケア施設等の取得	2,207,527千円
減少は、保有目的の変更による振替	249,024千円
オフィス及びヘルスケア施設等の減価償却	180,156千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

4. 開発中物件は、開発の途中段階であることから、時価を把握することが難しいため、上表には含めておりません。なお、当連結会計年度末の開発中物件の連結貸借対照表計上額は、864,442千円であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

（単位：千円）

		当連結会計年度
賃貸等不動産	賃貸収益	493,442
	賃貸費用	283,819
	差額	209,623
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	67,305
	賃貸費用	37,325
	差額	29,979

（注）賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社の子会社の支店事務所として使用している部分も含むため、当該部分の賃料収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

VI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	D X新築 不動産事業	D X再生 不動産事業	D X不動産 価値向上 事業	不動産賃貸 事業	計		
一時点で移転される財	20,226,516	13,240,403	11,931,204	37,037	45,435,162	27,997	45,463,159
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	20,226,516	13,240,403	11,931,204	37,037	45,435,162	27,997	45,463,159
その他の収益 (注) 2	—	—	—	1,081,181	1,081,181	—	1,081,181
外部顧客への売上高	20,226,516	13,240,403	11,931,204	1,118,218	46,516,343	27,997	46,544,340

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介事業等を含んでおります。

- 「その他の収益」の主なものは、不動産賃貸収入であります。当該履行義務については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。
- 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「新築不動産販売部門」、「再生不動産販売部門」及び「不動産賃貸事業部門」の3区分から、「D X新築不動産事業」、「D X再生不動産事業」、「D X不動産価値向上事業」及び「不動産賃貸事業」の4区分に変更しております。

当社グループは、2025年度を「成長加速フェーズ」の起点とし、さらなる飛躍に向けて事業を推進しております。この度、新築不動産販売部門における土地企画販売業務及び再生不動産販売部門におけるインベストメントプロジェクト業務の事業規模が拡大していることから、経営管理区分の見直しを行い「D X不動産価値向上事業」を新設するとともに、事業活動の実態を適正に反映させるため、当社グループの報告セグメントを変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	398	408
契約負債		
前受金	837,428	1,005,105

契約負債は、主として不動産販売事業における顧客との不動産売買契約に基づき、受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、424,311千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,908円48銭
1株当たり当期純利益	874円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	864円56銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	6,135,147
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	6,135,147
普通株式の期中平均株式数(株)	7,012,257
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	84,035
(うち新株予約権(株))	(84,035)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

VIII. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、2026年3月27日開催の第6回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、資本政策の柔軟性及び機動性の向上並びに株主の皆様への配当原資の確保を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、これらの全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 4,913,931,000円のうち2,913,931,000円

資本準備金の額 4,163,931,000円のうち3,663,931,000円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 6,577,862,000円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 2026年2月13日

(2) 債権者異議申述最終期日 2026年3月25日(予定)

(3) 株主総会決議日 2026年3月27日(予定)

(4) 効力発生日 2026年3月27日(予定)

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～15年

② 長期前払費用 均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

① 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は子会社への経営指導を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導に係る契約については、当社の子会社に対し、経営戦略等の策定及び内部統制等に関する経営指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたり期間均等に収益を認識しております。なお、取引対価は、当社において発生する費用を基礎に顧客との契約において定めており、当該契約に定める時期において受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

6. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,738,944千円
関係会社株式評価損	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく下落したときは、将来の事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、その実質価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額を関係会社株式評価損として計上しております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価において主要な仮定は将来の事業計画であり、それを基礎として回収可能性の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業環境の変化によって事業計画が計画通りに進捗しないリスク等により、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	3,872千円
工具、器具及び備品	6,394千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	6,600千円
短期金銭債務	108千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,646,987千円
営業取引以外の取引による取引高	12,622千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	150,136株	216株	150,000株	352株

(注) 自己株式の増加216株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。また、自己株式の減少150,000株は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少であります。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,673千円
賞与引当金	2,606千円
役員賞与引当金	15,310千円
新株予約権	39,380千円
譲渡制限付株式報酬	24,309千円
その他有価証券評価差額金	2,292千円
投資事業組合運用損	4,280千円
税務上の繰越欠損金	25,075千円
その他	1,346千円
繰延税金資産小計	121,275千円
評価性引当額	△6,572千円
繰延税金資産合計	114,702千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,610千円
繰延税金負債合計	△11,610千円
繰延税金資産の純額	103,091千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△33.4%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、当該税率変更による影響は軽微であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ラ・アトレ	東京都港区	490,000	不動産販売	(所有)直接(100.0)	役員の兼務 経営指導	経営指導料の受取(注)1	480,000	—	—
							資金の借入(注)2	600,000	—	—
							借入の返済(注)2	600,000	—	—
							利息の支払(注)2	942	—	—
子会社	株式会社ラ・アトレレジデンシャル	東京都港区	5,000	不動産販売・仲介	(所有)直接(100.0)	役員の兼務 経営指導	社債の引受(注)3	200,000	関係会社社債	200,000
							利息の受取(注)3	8,080	—	—

(注) 1. 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を総合的に勘案し、協議の上契約により決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 社債の引受については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	脇田 栄一	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接(1.4)	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与(注)	49,280	—	—
役員	自見 信也	—	—	当社取締役	(被所有)直接(1.4)	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与(注)	43,120	—	—

(注) 2024年3月28日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2025年4月10日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を決議し、同年5月9日付で普通株式を発行いたしました。なお、「取引金額」欄は、発行した普通株式1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決議した金額を記載しております。

VII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,607円01銭
1株当たり当期純利益	141円31銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	139円64銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	990,900
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	990,900
普通株式の期中平均株式数(株)	7,012,257
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	84,035
(うち新株予約権(株))	(84,035)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

VIII. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、2026年3月27日開催の第6回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議しました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 VIII. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。